

## 別紙

主宰者補足コメント

石塚 伸一（本学法学部教授・犯罪学研究センター長）

私たちの調査研究の契機となったのは、いわゆる「和歌山カレー事件」です。事件は1998年7月25日、和歌山市園部地区自治会主催の夏祭りにおいて、提供されたカレーライスを食べた住民の67人が腹痛や嘔吐感などを訴えて病院に搬送され、4人が死亡しました。犯人と疑われた林眞須美さんは、同年12月29日、和歌山地方裁判所に起訴され、2002年12月11日、殺人・同未遂・詐欺・同未遂の8つの公訴事実で有罪となり、化学分析による鑑定を根拠に、死刑の判決を受けました。控訴審の大阪高等裁判所も、2005年6月28日、控訴を棄却し、最高裁判所（第三小法廷）も、2009年4月21日、被告人がカレー毒物混入事件の犯人であることは、合理的な疑いを差し挟む余地のない程度に証明されていると認められるとして上告を棄却し、死刑判決が確定しました。

しかし、河合教授は、これらの裁判で採用された証拠の科学鑑定が正しいかどうかを精査し、結果として、多くの「鑑定不正」を見破ったのです。その1つが、鑑定人は、殺人に使われたとされる凶器の亜ヒ酸と被告人関連の亜ヒ酸とが異なることを知りながら、これらの亜ヒ酸が「同一」だと見せかけるため、濃度比を百万倍して対数（log）を計算して創作した図を作成し、3価ヒ素（亜ヒ酸のこと）を検出できない分析方法を用いて、「被告人の頭髮は高濃度の亜ヒ酸が付着している」と断定したことです。20年以上の年月が経った現在でも、到底不可能な化学分析方法を使って「検出した」と断言する鑑定書もありました。

その後、大阪拘置所の死刑監房に収容された林さんは、最高裁の判決から3ヶ月後の2009年7月22日、和歌山地方裁判所に無罪を求める再審を請求しましたが、2018年3月29日、同請求を棄却する決定が言い渡されました。抗告審の大阪高等裁判所は、2020年3月24日、抗告を棄却し、同年4月8日、最高裁判所に特別抗告し、第三小法廷に係属していました。ところが、林さんは、2021年5月31日、殺人の凶器は、ヒ素ではなくシアン化合物であると主張する新たな再審を、別の弁護士を請求代理人として和歌山地方裁判所に請求しました。

今年6月に入り、事態が急変しました。6月9日、林さんの長女と2人の孫が、突然、不慮の死を遂げ、2日後の11日に新聞でこの事実を知った林さんは、9日後の20日、心身ともに疲弊し、精神に著しい混乱をきたす中、拘置所の職員に自筆の特別抗告取下書を預けました。施設側は、同月24日、本人にも、弁護人にも無断で、この書面を最高裁裁判所に送付し、受理した最高裁は、特別抗告は取下げられたと見做しました。最高裁係属審の弁護人は、8月19日に、上記の取下書は真意に基づかない私信であり、送付は不当であるから、取下げは無効であるとして審理の続行を求める「取下げ無効申立書」を提出しています。

加えて、大阪地裁民事部には、林さんが原告、確定審の2人の鑑定人を被告とする名誉毀損に基づく損害賠償請求訴訟が提訴されています。昨年、結審を前に裁判官が突然交代したこの民事裁判は、9月14日に河合教授の証人尋問が行われます。